

令和2年2月25日

教職員 各位

学 長

【重要】新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の就業上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、これまで状況に変化があった都度、全学メールその他で注意喚起を行ってきたところですが、今後、状況によっては、本学の学生・教職員及びご家族が罹患し又は罹患が疑われる事態となる懸念があります。

この状況に冷静に対応するため、就業上の取扱いについて下記のとおりとしますので、必ずご確認くださいようお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

次の事項の励行をお願いします。

- (1) 手洗い（始業前及び外出から戻った際に必ず行う。）
- (2) 咳エチケット（咳やくしゃみをする際にマスクやティッシュ、ハンカチ、袖で口や鼻を押さえる。）
- (3) 小まめな換気（大勢の人が長時間同じ空間にいる場合）

2 教職員本人に発熱等の風邪の症状がみられる場合

- (1) 無理をせず自宅で療養してください。通常の手続のとおり、勤務時間管理員等に連絡して年次休暇または病気休暇を取得してください（書類処理は後日）。
外出を控え、毎日体温を測定して記録するようお願いします。
- (2) 37.5度以上の発熱がある場合は出勤を控えてください。出勤後に37.5度以上の発熱があった場合は直ちに帰宅してください。状況を適宜所属長その他必要な関係者に連絡の上、医療機関を受診し、医師の指示に従って療養してください。復帰も医師の診断に従うものとします。
- (3) 自宅療養中に新型コロナウイルス罹患の疑いを感じた場合
 - ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同じ。）
 - ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合これらは、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法」（昭和33年4月10日法律第56号）第19条による出席停止（児童生徒・学生に対する出席停止措置）とする目安とされています（文部科学省事務連絡）。
この症状がある場合には、帰国者・接触者相談センターに相談し、同センターが受診を勧める医療機関を受診してください（複数の医療機関を受診することは控えるよう国から要請されて

います。併せて、所属長及び大学本部（担当：総務部人事労務課労務安全係：042-443-5023、shokuin-k@office.uec.ac.jp）に状況をお知らせください。

3 ご家族が上記2の（3）①、②の症状となった場合

教職員本人の場合同様、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

所属長及び大学本部への連絡も同様をお願いします。出勤は、ご家族が新型コロナウイルスに罹患したのではないことが確認されるまで控えてください。

4 本学構成員（学生を含む。）の罹患が確認された場合の行政機関との連携

（以下は法令上の取扱いの説明で、見通し等の状況判断を示すものではありません。）

学生を含む本学構成員の罹患が確認されたときには「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号。以下、「感染症法」という。）に基づき、本人または保護者の同意の上で、都道府県等と本学で情報が共有されます。また、本学は都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力することとなります。

また、当該学生に対する出席停止の措置（「学校保健安全法」に基づく感染症予防措置）が取られるほか、本学に多数の発症者が出た場合などには、都道府県等の要請または本学の判断により臨時休業を行うこととなる可能性があります。

教職員については、新型コロナウイルス感染症が政令で感染症法第6条第8項の指定感染症に定められたことにより、都道府県知事が同法の規定による就業制限（同法第18条）、入院の勧告等（第19条）を行うことができることとなります。